

土壌物理学会学会賞規定

1. 種類 学会賞に論文賞と優秀ポスター賞をおく。
2. 論文賞の選考 論文賞は、年1回、以下の手順により論文賞選考委員会「以下、選考委員会」で審査し、評議員会で決定する。
 - (1) 賞の対象とする論文は、「土壌の物理性」に、原則として前年度（前年4月1日から翌年の3月31日まで）に掲載された原著「論文」とする。
 - (2) 審査対象とする論文は、以下のいずれかとする：
 - 1) 選考委員会が(1)に該当する論文の中から第1次審査として選考したもの、
 - 2) (1)に該当する論文の中から正会員1名以上により推薦（自薦もしくは他薦）されたもの。
 - (3) (2)-2)に記す論文の推薦は、学会誌「土壌の物理性」に公示された募集を受け、所定の書類を必要部数揃え、期日までに学会事務局に提出しなければならない。
 - (4) 選考委員会では、(2)に該当する論文の中から、第2次審査として受賞候補論文（以下、候補論文）を審査・選考し、評議員会へ付議する。
 - (5) 評議員会では、候補論文が受賞に適格かどうかを判定する。
3. 優秀ポスター賞の選考 優秀ポスター賞（以下、ポスター賞）は、年1回、以下の手順により決定する。
 - (1) 選考の対象は、当該年度の土壌物理学会大会において発表されたポスターであって、筆頭者は会員とする。ただし、ポスターの筆頭者が学生の場合に限り、会員外であっても選考の対象に含める。
 - (2) ポスター賞は、(1)に該当するポスターの中から、選考委員会および会員の投票により選考する。（5件以下）
4. 表彰
 - (1) 論文賞は、通常総会において表彰を行う。また、会誌上に公表する。
 - (2) ポスター賞は、土壌物理学会大会において表彰を行う。また、会誌上に公表する。

(2002.11.23 制定 2009.10.24 改正)

土壌物理学会学会賞選考委員会規定

1. 目的 学会賞選考委員会（以下委員会という）は、論文賞および優秀ポスター賞の選考を行うことを目的とする。
2. 業務 委員会はつぎの業務を行う。
 - (1) 学会賞運営規定に基づく論文賞および優秀ポスター賞の選考。
 - (2) 土壌物理学会学会賞選考に関するその他の事項。
3. 構成 委員会は委員長1名および委員5名程度を持って構成する。
 - (1) 委員会は正会員より構成される。
 - (2) 委員は評議員会の推薦に基づき総会で決定する。
 - (3) 任期は2年とする。ただし、再任はさまたげない。
 - (4) 委員長は委員の互選により選出する。
 - (5) 若干名の専門委員をおくことを認める。
4. 開催 委員会は年3回程度開催する。

(2002.11.23 制定 2003.11.22 改正)